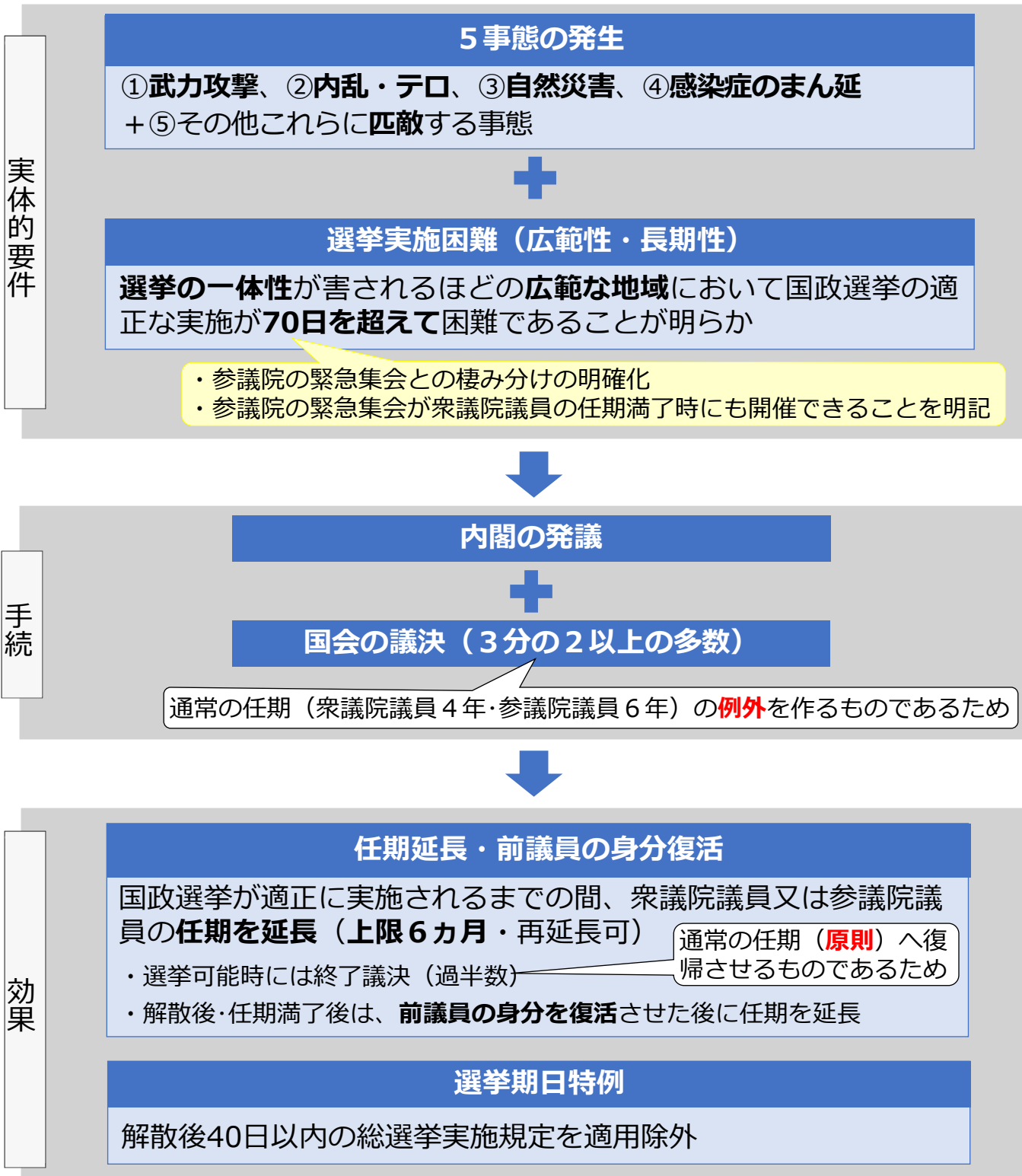


緊急事態条項（国会議員の任期延長）概要

いかなる緊急事態においても国会機能を維持し、権力を統制・分立することが重要であることに鑑み、繰延投票や参議院の緊急集会では対応できないような広範かつ長期にわたる緊急事態に備えて、議員任期の延長等に関する規定を創設する。



- ・ 憲法裁判所の関与の必要性のほか、議員任期延長以外の**国会機能維持のための措置**や、絶対に制限してはならない**人権に係る規定等**の条文案については、今国会（令和5年常会）中に成案を得ることを目指す。
- ・ 国会機能が維持できない場合に備えた**緊急政令及び緊急財政処分**に係る規定についても、論点を整理し、条文案の作成に向けて、引き続き、検討を進める。

緊急事態条項（国会議員の任期延長）

（傍線部分は改正部分）

憲法改正原案（イメージ）

解説・現行憲法

第八章の二 緊急事態における国会議員の任期延長

選挙困難事態における「国会議員の任期延長」規定の新設であるが、更に検討を要する事項の存在を踏まえ、第4章（国会）ではなく、第8章の2としている。

第九十五条の二 我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等によ

る社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害、感染症の大

規模なまん延その他これらに匹敵する緊急事態により、選挙の一

体性が害されるほどの広範な地域において衆議院議員の総選挙又

は参議院議員の通常選挙の適正な実施が七十日を超えて困難であ

ることが明らかとなつたときは、国会の議決により、当該総選挙

又は通常選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期は、これら

の選挙を適正に実施することができるまでの間において当該国会

の議決で定める期間、延長される。この場合において、その延長の

期間は、六月を超えることができない。更に延長されるときも、同

様とする。

② 前項の国会の議決は、同項に規定する選挙の適正な実施が困難

である旨の内閣の発議を受けて、各議院の出席議員の三分の二以

上の多数によることを必要とする。

【第1項関係】

1 緊急事態においてこそ、国会機能（立法機能・行政監視機能等）の確保が重要であることに鑑み、緊急事態条項として、衆議院議員及び参議院議員の任期延長ができる規定を設けた。

2 緊急事態の類型として、①武力攻撃、②テロ・内乱、③大規模自然災害、④感染症の大規模まん延の4類型に加えて、⑤これら4類型に匹敵する緊急事態を規定した。

3 任期延長の要件として、国政選挙の適正な実施が「七十日を超えて困難」であることを設けた。これは、参議院の緊急集会が衆議院議員の任期終了から最大でも70日間（衆議院の解散から総選挙実施までの40日＋総選挙から特別会召集までの30日）の対応を想定した制度であり、それを超える期間を緊急集会で対応することは憲法が想定していないと考えるからである。

4 具体的な延長期間は、国会の議決により定めることとした。その延長期間の上限は、6か月とした。再延長も可能とした。

【第2項関係】

選挙実施の可否の状況を最も把握しているのは内閣であることから、内閣が選挙実施困難事態に係る発議を行うこととし、その上で、衆議院議員4年・参議院議員6年という議員任期の例外を作り出すものであるため、両院での特別多数（出席議員の3分の2以上）を必要とすることとした。

③ 第一項の国会の議決をする場合において、衆議院議員又は参議院議員の任期が解散又は任期満了により既に終了しているときは、同項の国会の議決をするため必要な限度において、当該任期は終了していないものとみなす。この場合において、同項の国会の議決があつたときは、当該任期は同項の規定により延長される。

④ 第一項の国会の議決があつたときは、第五十四条第一項の規定中総選挙の期日に係る部分は、適用しない。

⑤ 衆議院議員又は参議院議員の任期が延長されている間に、その総選挙又は通常選挙を適正に実施することができると認めると至つたときは、国会は、直ちに、その議決により当該任期の終了の期日を定めなければならない。

【第3項関係】

解散・任期満了後に、緊急事態により選挙の実施が困難となった場合は、任期延長の議決を行う限りにおいて、当該任期は終了していないものとみなす（前議員の身分復活）こととした。その上で、任期延長の議決がなされれば、復活した議員は、引き続き身分を保持することとなる旨を確認的に規定した。

【第4項関係】

衆議院解散後の総選挙の期日は「解散の日から40日以内」と憲法54条1項に規定されているため、任期が延長されたときは同項の規定を適用しないこととした。

【第5項関係】

1 任期が延長された場合でも、選挙が実施可能となった場合には、国会の議決により任期の終了期日を定めなければならないこととし、必要な議員任期の延長がなされないようにした。

2 なお、延長した任期の終了のための議決は、議員任期の「例外状態」を「原則状態」に復帰させるものであるため、議決要件について、特段の定めを置かず、両院の出席議員の「過半数」としている。

○参議院の緊急集会に関する改正（任期満了時における開催の明記）

〔参議院の緊急集会〕

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。

③ 前項に規定する場合において、国に緊急の必要があるときは、内閣は、参議院の緊急集会を求めることができる。衆議院議員の任期満了後に総選挙が行われる場合において、国に緊急の必要があるときも、同様とする。

④ 前項の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

〔参議院の緊急集会〕

第五十四条 〔略〕

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

【第3項関係】

国會議員の任期延長の前提として、参議院の緊急集会は、衆議院議員の任期満了の場合にも開くことができることを明記した。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。